

【新設】(持分法が適用される会社等)

18-1-14 法第 82 条第 15 号イ(定義)に掲げる共同支配会社等(以下 18-1-30 までにおいて「共同支配親会社等」という。)の判定に当たり、規則第 38 条の 11 第 1 項(共同支配会社等の範囲)の「会社等が……修正する方法」(以下 18-1-15 までにおいて「持分法」という。)が適用される会社等に該当するかどうかは、最終親会社財務会計基準に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社財務会計基準において、持分法会計基準が適用される場合には、持分法会計基準により持分法の適用範囲に含まれる会社等がこれに該当することに留意する。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法 6 の 2)。
- 2 この国際最低課税額とは、構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額との合計額であるグループ国際最低課税額のうち、一定の計算をした金額をいうこととされており(法 82 の 2 ①)、特定多国籍企業グループ等に属さない共同支配会社等も計算対象とされている。ただし、本制度は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされているところ(法 6 の 2)、共同支配会社等は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人ではないことから、本制度の納税義務は課されていない。
- 3 共同支配会社等とは、具体的に、次に掲げるものをいうこととされている(法 82 十五)。
 - (1) 最終親会社等の連結等財務諸表において「持分法」が適用され、又は適用されることとなる会社等で、その最終親会社等有するその会社等に係る直接保有割合と間接保有割合との合計割合(請求権割合を基に、一定の計算を行った割合を合計した割合)が 50%以上であるもの(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、除外会社等その他一定のものを除く。)
 - (2) (1)に掲げる会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等(除外会社等を除く。)
 - (3) (1)又は(2)に掲げる会社等の恒久的施設等
- 4 ここで、「持分法」とは、会社等が他の会社等に対する所有持分を有する場合において、当該他の会社等の純資産及び損益のうちその会社等に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各対象会計年度ごとに修正する方法をいうこととされているところ(規 38 の 11①)、持分法が適用される会社等に該当するかどうかの判定に当たっては、最終親会社財務会計基準に従って判定を行うこととされている。

- 5 本通達では、最終親会社財務会計基準において持分法会計基準が適用される場合には、持分法会計基準により持分法の適用範囲に含まれる会社等が持分法が適用される会社等に該当することを例示により留意的に明らかにしている。
- 6 また、本通達は、最終親会社財務会計基準において日本基準における持分法会計基準が適用されている場合の取扱いを例示したものであるが、最終親会社財務会計基準において国際会計基準（IFRS）が適用されている場合は、「IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』」の取扱いに従って、米国会計基準が適用されている場合は、「ASC323『投資－持分法及びジョイント・ベンチャー』」の取扱いに従って、それぞれその会社等が持分法の適用範囲に含まれるかどうかを判定することとなる。